

なわて民報

「四條畷市議会 3月議会の内容」

条例の直接請求署名成立すれば議会で審議

四條畷市議会の2016年第1回定例会が2月23日から始まります。一般会計などの新年度予算案6件、行政不服審査法施行条例や消費生活センター条例などの新規条例5件を含め、26議案が上程される予定です。

23日には市長の市政運営方針が述べられ、各会派の代表質疑は3月8日午前10時から市役所3階本会議場で行われます。岸田議員は4番目で、質問時間は10分間です。

学校統廃合計画の工事契約は上程できず

3月議会に上程が予定されていた学校統廃合計画に関する61・9億円の工事契約は、先週の「議会報告」に掲載した通り、工事を希望する業者の応募がなかつたため、3月議会には上程されません。またこの事態を受け、昨年の9月議会で賛成多数で可決された61・9億円の費用を、一旦廃止する内容が3月議会に上程される補正予算に盛り込まれています。しかし、市は形を変えてしまっています。そこで、学校統廃合計画はそのまま推し進める姿勢を崩していません。

直接請求今後の流れ

そんな中、市民は『学校の存続・廃止は市民が決めよう』とする動きを見せていました。2日に行われた議会運営委員会では、市民3名から「小



中学校の廃止の是非に関する校区住民投票条例」と「公共建築物の長寿命化改修を促進する条例」の2つの条例制定請求が提出され、今後の流れが説明されました。

それによると、市が直接請求の署名活動を認める証明書を交付したのが1月29日で、署名活動ができる期間は1カ月以内です。2月29日までとなります。集まつた署名を市へ提出すれば、選舉管理委員会は署名簿の審査を20日以内に行い、署名をした人の総数と有効署名の総数を発表。その後7日間、署名簿の縦横が行われ、有効署名が有権者の50分の1（約900人）を超えると署名代表

者は議会の審議を求めることができ、市長は20日内に議会を招集することになります。

この署名の動向は、今後もお伝えします。

国保料の限度額

4万円引き上げ

他に、国民健康保険料の限度額の引き上げが3年連続で予定されており、医療分で52万円→54万円に、後期支援分で17万円↓19万円に、合計4万円引き上げられます。このことで、中間所得者層は若干の保険料引き下げになるものの、所得500万円以上で40歳以上の方の場合、介護分も含める

と年間87万円もの保険料を支払う計算です。所得に占める保険料は17%となり、所得層や世帯人数によっては20%を超える世帯もあり、限度額を引き上げても「負担が重すぎると」という国保料の問題は解消しません。国が国保に対する負担を大幅に減らしてきたことが国保料高騰の要因であり、この根本原因を解決することが必要です。

日本共産党市議員団の岸田議員は、市民の暮らしを守り、改善する立場で3月議会に臨みます。



岸田あつこ 市会議員

No.1935
2016.2.19

〔発行〕
日本共産党
四條畷市委員会
中野本町4-24
TEL/FAX
072-879-5016

四條畷市議会議員
岸田あつこ
清瀧29-1 A-201
TEL/FAX
072-803-0303

かんばら泰晴
北出町27-2
TEL/FAX
072-865-2551
072-865-4610

<3月議会の日程（予定）>

- 2月23日（火）本会議 市長の市政運営方針演説
 - 3月8日（火）本会議 各会派の代表質疑
 - 9日（水）～11日（金）予算決算常任委員会
 - 14日（月）予算決算常任委員会
 - 15日（火）総務建水常任委員会
 - 16日（水）教育福祉常任委員会
 - 24日（木）、25日（金）本会議 一般質問
- 開会は11・16以外は午前10時。11・16日は小・中学校の卒業式があるため、午後1時開会。

直接請求運動 統報

地区の公民館などで署名行動

「ウチらのことはウチらで決める！」を合言葉に、超党派で活動をすすめている2つの条例制定を求める署名運動。

「無駄使いをやめ、地域を大切にする条例制定運動」に参加する市民の方々

は、くすのき小や東小、疋田幼稚園、すずらん保育園、忍ヶ丘駅、四條畷商店街など、人が集まる場所で署名活動を行っています。11日の祝日には清滝団地集会所と清滝3ヶ所を借りて、ビラやハンドマイク隊で住民に署名を呼びかけると、たくさん

署名期間は29日までです。「学校統廃合は住民投票で決めよう」、「ムダ使いをやめさせよう」と求める運動に、みなさんもぜひご賛同をお願いします。

は中野公民館と川崎公民館を借り、署名を呼びかけます。

20日（土）午前10時～12時



- 2016年度四條畷市予算及び施策に関する要望書 その③**
- (重点要望つづき)
12. 住民合意が得られていない学校統廃合や校区の再編、社会教育施設の統廃合を含む「まちづくり長期計画（教育施設を含む）」はただちに中止すること。
 13. 「四條畷市行財政改革（後期プラン）」に掲げている、さらなる民間活力の導入や市民サービスの切り捨て、市民負担増は実施しないこと。
 14. ごみの有料化計画は中止すること。また、ごみの減量化対策として、紙ごみや生ごみの分別索の具体化を検討すること。
 15. イオンモール開店による影響調査を実施し、その影響を大きく受けている市内業者への支援を強化すること。
 16. 交通の便の確保や個配への補助制度創設など、買物弱者対策の具体化を図ること。
 17. コミニティバスの運行については、住民要望が多く寄せられている清滝団地から忍ヶ丘駅へのルートを確保するとともに、西部ルートのあり方は、市民の声も聞きながら見直しを検討すること。
 18. 市民サービスを低下させないために、また災害発生時やその後の対応のためにも、市職員を増やすこと。官制ワーキングプアをなくすためにも、積極的に正規職員を採用すること。
 19. 育鵬社の教科書採択は撤回すること。

(個別要求)

 20. 東日本大震災被災地への支援活動を継続すること。
 21. 関税を原則廃止し、完全自由化して、あらゆる産業に影響を及ぼすTPP（環太平洋連携協定）からの撤退と批准阻止を国に求めること。
 22. 「大阪府教育行政基本条例」「大阪府立学校条例」「大阪府職員基本条例」の廃止を求ること。
 23. 北河内4市リサイクルプラザ周辺住民の健康被害の訴えは続いている、廃プラ処理のあり方について見直しを検討すること。

24. 市長・副市長・教育長の退職金制度を廃止し、市民サービスのために使うこと。
25. 徴収対策課を廃止すること。また、滞納に陥った市民の実情をよく聞き、相手の立場に立って助言し、強硬な差押えは行わないこと。
26. 財政の縮減の観点から、し尿処理の広域化の研究をすすめ、透明性や公平性をはかるためにも、ごみの運搬収集業務委託の随意契約を入札制度への移行も視野に入れて市の負担軽減に取り組むこと。
27. 中小企業・業者の支援について
- ・「産業振興条例」を生かし、産業振興策の充実をはかること。
 - ・住宅リフォーム助成制度を実施し、市内中小企業を支援すること。
 - ・2000年基準による住宅耐震診断も補助の対象にすること。また、耐震化工事への市独自の補助制度を創設し、府にはさらに拡充を求める。
 - ・市内共通商品券については、商店の方々の意見を尊重しながら、補助のさらなる拡充を図ること。
28. 「人権」に名を借りた同和対策への支出はやめること。